



自筆証書遺言書保管制度が出来ました

遺言書には主に「公正証書遺言書」と「自筆証書遺言書」があります。

「公正証書遺言書」は公証役場で2人の証人立会いの下に作成します。

「自筆証書遺言書」は何時でも何度でも作成できるという利点がありますが、家庭裁判所の検印が必要で、時間もかかります。さらにせっかく書いたのに、発見されなかったり、紛失や破棄、または書き換え等の欠点があります。

そこで、2020年7月から自筆証書遺言書を法務局に保管してもらう制度が出来ました。

遺言書の保管申請の手順



(1) 自筆遺言書を法で定める様式で作成する。



(2) 申請する法務局（遺言書保管所）を決める。
（遺言者の住所地や本籍地、又は所有する不動産の所在地のある法務局）



(4) 保管の申請を予約する。



(3) 申請書を作成する。
（法務局窓口かホームページからダウンロードする）



(5) 申請する
♡遺言書（封筒不要）
♣申請書（あらかじめ記入）
◆添付書類（本籍地の記載のある住民票の写し）
♠本人確認書類（顔写真付き身分証明書）
♡手数料 3,900円（収入印紙）
保管証を受け取る



(6) 死亡後相続人は最寄りの法務局に「遺言書保管事実証明書」の交付の申請をする。
※写しがもらえます。（書き換え防止のため）



LPAは組合員の「暮らしの安心・安全を守るお手伝いをしています。」

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192